

# 告示

## 埼玉県告示第四百四十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条の二第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる者に、同表の中欄に掲げる収納事務を、同表の下欄に掲げる期間委託した。

令和三年二月九日

埼玉県知事 大野 元裕

受託者の住所、名称及び 代表者氏名	委託内容	委託期間
東京都渋谷区代々木二丁目二 番一号 株式会社アイヴィジット 代表取締役 横田 祐平	埼玉県さいたま県税 事務所、埼玉県川口 県税事務所、埼玉県 朝霞県税事務所、埼 玉県川越県税事務 所、埼玉県春日部県 税事務所及び埼玉県 越谷県税事務所にお いて行う県税に係る 徴収金の収納事務	令和三年三月一日か ら令和五年二月二十 八日まで